

平成 2 2 年度 予算概算要求の概要

# 資源・環境対策等の概要

(大臣官房環境バイオマス政策課)

平成 2 1 年 1 0 月

**農林水産省**

## 目次

### I 資源・環境対策の推進

1. 農林水産業・食品産業における地球温暖化対策の加速化 . . . . . 1
2. 非食料原料による国産バイオ燃料生産拡大等  
バイオマス利活用の推進 . . . . . 5
3. 農林水産業における生物多様性保全の加速化 . . . . . 9

### II 緑と水の環境技術革命の推進 . . . . . 13

### III 環境バイオマス政策課関係予算

1. 未来を切り拓く6次産業創出総合対策（関連委託費）  
バイオマス利活用加速化事業 . . . . . 17
2. 未来を切り拓く6次産業創出総合対策（関連委託費）  
緑と水の環境技術革命総合戦略策定事業 . . . . . 19
3. 農林水産分野における「CO<sub>2</sub>の見える化」推進事業 . . . . . 21
4. 未来を切り拓く6次産業創出事業のうち  
資源・環境対策 . . . . . 23
5. 未来を切り拓く6次産業創出事業のうち  
緑と水の環境技術革命プロジェクト . . . . . 25
6. 地球環境総合対策推進事業 . . . . . 27
7. 地域バイオマス利活用交付金 . . . . . 29
8. 未来を切り拓く6次産業創出総合対策（関連委託費）  
東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業 . . . . . 31
9. 未来を切り拓く6次産業創出総合対策（関連補助金）  
東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業 . . . . . 33

# I 資源・環境対策の推進

## 1. 農林水産業・食品産業における地球温暖化対策の加速化

【331, 880(372, 746)百万円】

### 対策のポイント

京都議定書の温室効果ガス排出量1990年比6%削減約束や25%削減目標(2020年)の達成に向け、森林吸収源対策やバイオマス利活用などの着実な推進に加え、農林水産業・食品産業における新たな地球温暖化対策を加速化します。

### <背景/課題>

- ・我が国は地球温暖化防止に向けて京都議定書の第一約束期間(2008~2012年)の温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減する義務を負っているとともに、中期的には2020年までに1990年比で25%削減する目標を掲げているが、2007年度(確定値)の排出量は逆に9.0%増加しており、6%削減約束の達成は厳しい状況。
- ・農林水産分野においても温室効果ガスの排出削減・吸収の取組が拡大するよう、森林吸収源対策やバイオマス利活用の推進等の着実な推進に加え、排出量取引や「CO<sub>2</sub>の見える化」などを通じた新たな地球温暖化対策の推進が必要。
- ・京都議定書次期枠組みの合意(2009年12月、デンマーク)に向け、引き続き我が国の森林整備の取組が適切に評価されるとともに、農地土壌が我が国の温室効果ガス吸収源として活用可能となるよう国際交渉中。

### 政策目標

京都議定書の温室効果ガス排出量6%削減約束や25%削減目標(2020年)の達成に向けた農林水産業・食品産業におけるさらなる排出削減

### <内容>

#### I. 新たな温室効果ガス排出削減・吸収対策の推進

##### 1. 農林水産分野における排出量取引の推進

農林水産業から発生するメタン、一酸化二窒素等の温室効果ガスに係る新たな排出削減方法論の検討・策定を支援します。また、温室効果ガス排出削減・吸収に取り組み、クレジットを創出する農業者等(売り手)と企業等(買い手)とのマッチング等、排出量取引制度等への参画支援等を行います。

【地球環境総合対策推進事業のうち農林水産分野における排出量取引推進事業

107(0)百万円】

【山村活性化総合推進事業のうち社会的協働による山村再生対策構築事業

315(350)百万円の内数】

##### 2. 農林水産業・食品産業における「CO<sub>2</sub>の見える化」の推進

###### (1) 「CO<sub>2</sub>の見える化」に向けたツールの構築

農林水産業において使用する生産資材や輸入原材料等に係る温室効果ガス排出原単位等、「CO<sub>2</sub>の見える化」に必要な基礎データの充実や、温室効果ガス排出量の簡便な算定ツールの開発を行います。

【農林水産分野における「CO<sub>2</sub>の見える化」推進事業

17(17)百万円

事業実施主体：民間団体等】

## (2) 「CO<sub>2</sub>の見える化」の取組への環境整備

農林水産物に係る品目別の温室効果ガス排出量算定基準の策定及び「CO<sub>2</sub>の見える化」の試行的実施、農産物に係る「CO<sub>2</sub>の見える化」ルールの検討、食品産業における業種別の「CO<sub>2</sub>の見える化」に係る推進基準策定等を支援します。

地球環境総合対策推進事業のうち

農林水産分野における「CO<sub>2</sub>の見える化」推進モデル事業 109 (46) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

## 3. 農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能を活用する取組の推進

農地土壌は、適切な管理を行うことにより炭素の貯留が可能であるため、有機物の施用等炭素貯留に効果の高い営農活動の実証に係る取組に対して支援します。

生産環境総合対策事業のうち土壌が有する地球温暖化防止機能の活用

416 (429) 百万円

補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：民間団体等

## II. 農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づく地球温暖化対策の強化

### 1. 森林吸収源対策の着実な推進

国民の期待に応える森林整備や、流域全体を見据えた効果的な森林の再生を図る治山対策など、京都議定書第一約束期間における森林吸収目標1, 300万炭素トンの達成に向けた取組を着実に推進します。

【森林整備事業・治山事業（公共） 221, 014 (260, 925) 百万円】

### 2. バイオマス利活用のさらなる推進

地域で発生・排出されるバイオマス資源を可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、地域の主体的な取組の支援を行います。

地域バイオマス利活用交付金 7, 492 (11, 164) 百万円

補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：地方公共団体等

上記の他に、施設園芸・農業機械や漁船の省エネルギー対策等の地球温暖化防止策、温暖化による深刻な影響が発生している産地の診断や技術指導、適応技術の開発・実証等の地球温暖化適応策、我が国の技術を活用した国際協力を引き続き推進します。

[お問い合わせ先：大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6744-2017 (直))]

# 農林水産業・食品産業における地球温暖化対策の加速化

- 京都議定書の温室効果ガス排出量1990年比6%削減約束や2020年25%削減目標達成に向け、地球温暖化対策の強力な推進が必要
- 農林水産分野においても温室効果ガス排出削減・吸収の取組が拡大するよう、森林吸収源対策等の着実な推進に加え、新たな温室効果ガス排出削減・吸収対策が必要。  
→ これまでの取組に加え、温室効果ガス排出削減を誘導する新たな手法を展開

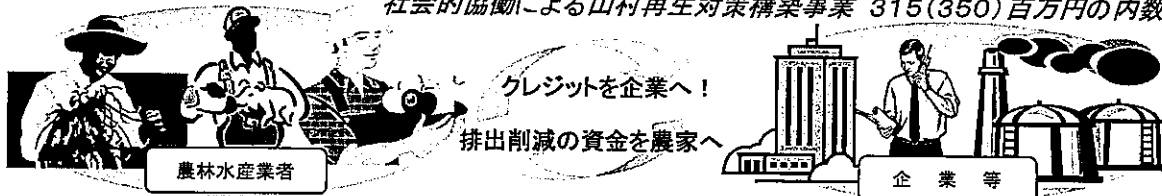
【331, 880(372, 746)百万円】

## ○ 新たな温室効果ガス排出削減対策

### (1) 農林水産分野における排出量取引の推進

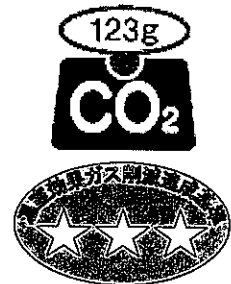
- ・ 新たな排出削減方法論の検討・策定を支援
- ・ 農業者等（クレジットの売り手）と企業等（買い手）のマッチング等、排出量取引制度への参画支援

地球環境総合対策推進事業のうち農林水産分野における排出量取引推進事業 107(0)百万円  
社会的協働による山村再生対策構築事業 315(350)百万円の内数



### (2) 農林水産業・食品産業における「CO2の見える化」の推進

- ・ 基礎的データや算定ツールの調査・開発  
農林水産分野における「CO2の見える化」推進事業 17(17)百万円
- ・ 品目別排出量算定基準の策定と表示の試行
- ・ 農産物に係る「CO2の見える化」ルールの検討
- ・ 業種別「CO2の見える化」推進基準策定などを支援  
地球環境総合対策推進事業のうち農林水産分野における「CO2の見える化」推進モデル事業 109(46)百万円



### (3) 農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能を活用する取組の推進

- ・ 農地土壌の温室効果ガス吸収源としての機能を活用するため、有機物の施用等炭素貯留に効果の高い営農活動を行うモデル的な取組を支援  
生産環境総合対策事業のうち土壌が有する地球温暖化防止機能の活用 416(429)百万円



## ○ 農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づく地球温暖化対策の強化

### (1) 地球温暖化防止策

#### ① 森林吸収源対策の推進

- ・ 国民の期待に応える森林整備や、森林の再生を図る治山対策など、京都議定書第一約束期間における森林吸収目標1,300万炭素トンの達成に向けた取組を着実に推進  
森林整備事業・治山事業(公共) 221,014(260,925)百万円

#### ② バイオマス利活用の推進

- ・ 地域のバイオマス資源を可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、地域の主体的な取組を支援  
地域バイオマス利活用交付金 7,492(11,164)百万円
- ・ これらの他、施設園芸・農業機械や漁船の省エネルギー対策等を推進

### (2) 地球温暖化適応策

- ・ 深刻な温暖化の影響が発生している産地の診断や技術指導、適応技術の開発・実証等を推進

### (3) 我が国の技術を活かした国際協力

- ・ 熱帯林減少・劣化抑止のための違法伐採対策や技術開発の支援等を推進



## 2. 非食料原料による国産バイオ燃料生産拡大等バイオマス利活用の推進

### 【バイオマス利活用加速化対策

19,719(20,434)百万円の内数】

#### 対策のポイント

バイオマス活用推進基本法に基づき、バイオマスを製品の原材料及びエネルギー源として最大限に利用することができるよう、総合的、一体的かつ効果的な推進を図ります。

#### <背景/課題>

- ・ 廃棄物系バイオマス（家畜排せつ物、下水汚泥、食品廃棄物、製材工場等残材等）の賦存量は2億9,986万トン、利用率は74%、未利用バイオマス（農作物非食用部、林地残材等）の賦存量は、2,214万トン、利用率は17%（平成20年3月時点）。
- ・ バイオマスの利活用の推進を図るため、「バイオマス・ニッポン総合戦略（平成18年3月閣議決定）」、「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大（平成19年2月総理報告）」に基づき、関係7府省の連携の下、各種施策を実施。
- ・ さらに、農林漁業バイオ燃料法（平成20年10月施行）、バイオマス活用推進基本法（平成21年9月施行）等、法的にもバイオマス利活用を推進する体制が整ったところ。
- ・ バイオマスは、地域に「広く、薄く」存在している上、水分含有量が多い、かさばる等、扱いづらいという性質のため、収集方法、高効率な変換技術の開発、事業の採算性等が課題。

#### 政策目標

- セルロース系原料等を活用した国産バイオ燃料の大幅な生産拡大（2030年頃に600万キロリットル）
- バイオマスタウンを平成22年度末までに300地区構築

#### <内容>

##### 1. バイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス利活用の推進

- (1) バイオマスに関する国民理解の増進や地方公共団体、民間団体等の活動促進  
地域の関係者に幅広くバイオマスの必要性や意義を周知するため、全国的に普及・啓発活動を展開します。

また、地域のバイオマスを総合的に利活用するバイオマスタウンについて、広域的な利活用モデルを構築する等、バイオマスの利活用をさらに加速化します。

【未来を切り拓く6次産業創出事業のうち資源・環境対策 610(0)百万円の内数】

【未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうちバイオマス利活用加速化事業 24(24)百万円】

【広域連携等バイオマス利活用推進事業 150(189)百万円】

【バイオマス利活用推進支援事業 180(222)百万円】

【地域バイオマス利活用交付金 7,492(11,164)百万円】

- (2) 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

バイオマスに関する技術移転、途上国における能力強化支援等の国際的な議論に積極的に参画し、国際的な連携を確保しつつ、バイオマスの普及と持続可能な利用を促進します。また、開発途上地域におけるバイオマスタウン構想に向けた人材育成や関係者間のネットワークを構築します。

【国際再生可能エネルギー機関分担金 87(0)百万円】

【未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業 57(0)百万円】

【未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業

13(13)百万円】

## 2. 農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業の推進

地域の実態にあったバイオ燃料製造に係る農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の連携した「農林漁業バイオ燃料法」に基づく「生産製造連携事業」を支援します。

地域バイオマス利活用交付金 7,492 (11,164) 百万円の内数  
補助率：定額、1/2以内  
事業実施主体：地方公共団体等

## 3. 日本型バイオ燃料の推進等バイオ燃料の生産拡大

### (1) ソフトセルロースの収集・運搬から利用までの技術の確立

食料供給と両立する稲わら等のソフトセルロースを原料として、収集・運搬からバイオ燃料を製造・利用するまでの技術実証を一体的に行い、ソフトセルロースの利活用技術を確立します。

ソフトセルロース利活用技術確立事業 1,567 (2,467) 百万円  
補助率：定額、1/2  
事業実施主体：民間団体、地方公共団体等

### (2) 低コスト・高効率なバイオマス利用技術の開発

稲わら等作物の非食用部や木質バイオマスから低コスト・高効率にバイオ燃料を生産する革新的な技術を開発します。

地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発 (うち日本型バイオ燃料研究開発)  
948 (679) 百万円  
事業実施主体：民間団体等

### (3) バイオ燃料の製造・利用システムの確立

原料調達からバイオエタノールを製造・利用するための技術の実証を行います。また、地産地消型バイオ燃料の導入を促進するため、ナタネ等油糧作物の栽培からバイオディーゼル燃料の製造・利用まで一貫した取組を支援します。

さらに、地域に適した油種作物や未利用水産資源を用いたバイオディーゼル燃料高効率生産・利用を行うシステムの開発等を行います。

【バイオ燃料地域利用モデル実証事業 3,750 (2,914) 百万円】

【生産環境総合対策事業のうち施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策  
1,092 (1,322) 百万円の内数】

【漁船等省エネルギー・安全推進事業のうちバイオマス燃料自給型漁船漁業創出事業  
79 (88) 百万円】

## 4. 世界最先端の環境技術を活かしたバイオ燃料製造等による新産業の創造

「緑と水の環境技術革命」総合戦略を策定するとともに、総合戦略に位置付けられた重点分野・技術について、バイオ燃料製造等に係る変換・供給技術等の新たな技術の開発実証を行います。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち緑と水の環境技術革命プロジェクト 2,000 (0) 百万円  
補助率：定額、2/3以内  
事業実施主体：民間団体等  
ほか関連委託費 610 (0) 百万円

[お問い合わせ先：大臣官房環境バイオマス政策課 (03-3502-8466 (直))]

# 非食料原料による国産バイオ燃料生産拡大等バイオマス利活用の推進

バイオマス活用推進基本法の施行  
(平成21年9月)  
総合的、一体的かつ効果的なバイオマスの活用推進

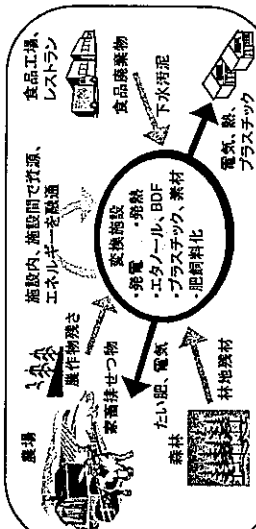
農林漁業バイオ燃料法の施行  
(平成20年10月)  
原料供給者とバイオ燃料製造業者の連携を強化

北海道洞爺湖サミット首脳声明「第2世代バイオ燃料」  
(平成20年7月)  
食料供給と両立するバイオ燃料生産の推進

## バイオマス利活用加速化対策 197(204)億円の内訳

### 1 バイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス利活用の推進

- 【国民理解の増進、地方公共団体の活動促進】
- ・未来を切り拓く6次産業創出事業のうち資源・環境対策
  - ・未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうちバイオマス利活用加速化事業
  - ・バイオマス利活用推進支援事業
  - ・地域バイオマス利活用交付金 等



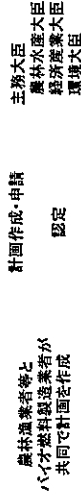
### 【国際的な連携確保、国際協力の推進】

- ・国際再生可能エネルギー機関分担金
- ・未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業 等



### 2 農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業の推進

- ・地域バイオマス利活用交付金

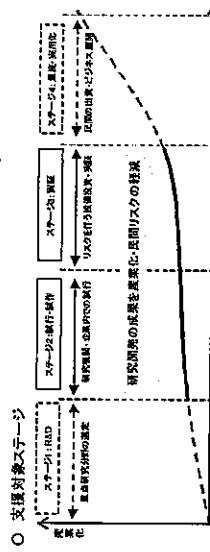


### 3 日本型バイオ燃料の推進等バイオ燃料の生産拡大

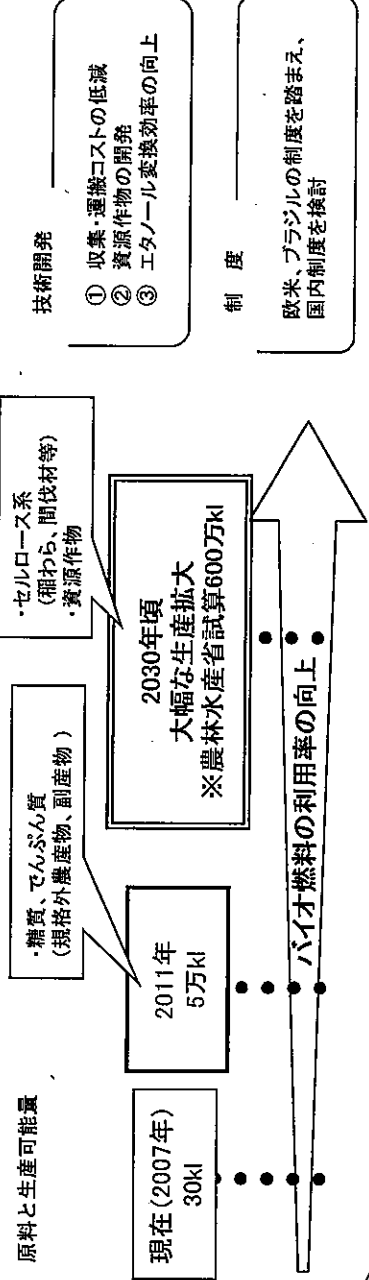
- ・ソフトセルロース利活用技術確立事業
- ・地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発 (うち日本型バイオ燃料研究開発)
- ・バイオ燃料地域利用モデル実証事業 等

### 4 世界最先端の環境技術を活かしたバイオ燃料製造等による新産業の創造

- ・未来を切り拓く6次産業創出事業のうち緑と水の環境技術革命プロジェクト等



### 技術開発の課題と生産可能量(国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表(平成19年2月総理報告))





### 3. 農林水産業における生物多様性保全の加速化

【28,265(25,977)百万円】

#### 対策のポイント

2010年10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を契機として、農林水産業における生物多様性保全対策を加速化します。

#### <背景/課題>

- ・ 農林水産業は、自然界の多様な生物が関わる循環機能を利用しており、持続可能な農林水産業の維持・発展のためには、生物多様性の保全は不可欠。
- ・ また、担い手の減少などによる農林水産業の活動の停滞に伴い、身近に見られた種の減少や鳥獣被害が深刻化。
- ・ このため、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として平成19年7月に農林水産省生物多様性戦略を策定。
- ・ COP10では、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という現行の目標に代わる新たな目標が決定される予定であり、生物多様性保全対策の加速化が必要。

#### 政策目標

- 生物多様性保全をより重視した農林水産業の推進
- COP10を契機としてわが国農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信

#### <内容>

##### 1. 生物多様性保全を重視した農林水産業への理解促進

食料生産と生物多様性保全が両立する取組を実践する水田において、生物多様性のモニタリングや、営農条件等の事例収集を通じ、当該取組の拡大を図ります。

また、COP10を契機として、我が国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。

【地球環境総合対策推進事業のうち生物多様性保全推進事業 116(0)百万円】

【生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議開催経費

747(0)百万円】

##### 2. 田園地域・里地里山における保全

- ① 全国段階で有機農業の参入促進・普及啓発に取り組みます。また、土づくりの推進を図りながら、有機農業の振興の核となる地域の取組を支援するとともに有機農産物の販路拡大対策に取り組みます。

生産環境総合対策事業のうち有機農業総合支援事業

552(452)百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

- ② 鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく、捕獲等の個体数調整、防護柵の設置等の被害防除、緩衝帯の設置等の生息環境管理の取組を総合的に支援します。

鳥獣被害防止総合対策事業 3,003(2,800)百万円

補助率：定額、1/2等

事業実施主体：地域協議会等

- ③ 農村景観や生物多様性の保全・再生に取り組む活動団体間のネットワーク形成等により、生物多様性保全活動や田園地域等を活用した農村振興の取組を支援します。

〔農村景観・生物多様性保全再生活動促進事業 62(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等〕

- ④ 生態系に配慮した水田整備等を実施した地域において、周辺状況の変化に応じて生態系に配慮した施設等の管理を行い、生物多様性保全の一層の推進を図ります。

〔水田環境向上基盤整備支援事業(公共) 78(50)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、民間団体等〕

### 3. 森林における保全

森林における生物多様性保全を総合的に推進するため、

- ① 全国土を対象に、植生等の生物多様性に関する定点観測、データの分析
- ② デジタル空中写真の活用等による、森林植生等の状況を効率的かつ効果的に把握するための実用化技術の開発
- ③ 森林の保護・管理に係る技術開発、わが国の取組の国内外への発信、野生鳥獣被害対策技術の開発等を実施します。

〔森林の生物多様性保全総合対策事業 1,076(168)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体〕

### 4. 里海・海洋における保全

- ① 漁業者や地域住民等による藻場・干潟等の保全活動を支援するとともに、保全活動の優良事例の普及や技術的サポート等を行います。

〔環境・生態系保全対策 1,330(1,330)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等〕

- ② 水産生物の成長段階や季節の違いに対応した漁場環境の形成手法の検討や、漁場機能を強化する技術の開発・実証を行います。

〔漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち  
水産生物の生活史に対応した漁場環境形成推進事業 76(0)百万円  
事業実施主体：民間団体等〕

### 5. 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進

漁場環境が悪化している閉鎖的な湾や入り江などの後背地の森林や河川流域などにおいて、栄養塩類の供給・濁水の緩和等の漁場保全に資する森づくりを進めます。

〔漁場保全の森づくり事業(公共) 10,000(10,000)百万円  
補助率：1/2等  
事業実施主体：地方公共団体等〕

### 6. 農林水産業の生物多様性指標の開発

環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価指標を開発します。

- 〔農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発 201(218)百万円〕  
〔漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち  
漁場環境における生物多様性の指標化・定量化手法の開発 49(49)百万円〕

[お問い合わせ先:大臣官房環境バイオマス政策課(03-6744-2016(直))]

# 農林水産業における生物多様性保全の加速化【283(260)億円】

第三次生物多様性国家戦略の策定  
(平成19年11月)  
生物多様性基本法の施行  
(平成20年6月)

持続可能な農林水産業の維持・発展の  
ためには生物多様性保全は必要不可欠

2010.10開催のCOP10では、「2010年  
までに生物多様性の損失速度を顕著に  
減少させる」という現行の目標に代わる  
新たな目標が決定される予定

## 農林水産業における生物多様性保全対策を加速化させる必要

### 農林水産省生物多様性戦略(平成19年7月策定)の推進

#### ○ 田園地域・里地里山の保全



・ 有機農業等環境保  
全型農業の推進



・ 生物多様性に配慮  
した生産基盤整備の  
推進



・ 農地に隣接する藪の  
刈払等、鳥獣被害対  
策の推進

#### ○ 森林の保全



・ 間伐等による森林  
の適切な整備・保全

#### ○ 里海・海洋の保全



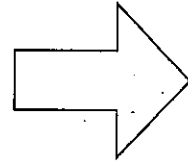
・ 漁業者を中心とし  
た藻場・干潟の保全活  
動への支援

生物多様性と農林  
水産業の関係を定  
量的に計る生物多  
様性指標の開発



関連施策の  
効果的な推進

- 生物多様性保全を重視した農林水産業への理解促進
- ・ 食料生産と生物多様性保全が両立する取組の事例収集
- ・ シンポジウムや消費者等との交流会の開催 等



- 生物多様性保全をより重視した農林水産業の推進
- COP10を契機としてわが国農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信



## II 緑と水の環境技術革命の推進

### 【緑と水の環境技術革命対策

150,739(144,879)百万円の内数】

#### 対策のポイント

先端技術を活用し、農林水産業・農山漁村の潜在力を発揮させ、新たな産業の創出に向けた取組を支援します。

#### 〈背景／課題〉

- ・農林水産業・農山漁村には、豊富な未利用バイオマスや太陽光などの自然エネルギー等国民生活に新たな恩恵を与えうる資源が多く存在。
- ・しかし、農林水産業・農山漁村を取り巻く情勢は、農業所得の減少や高齢化、所得機会の減少など、大変厳しい状況。
- ・このため、革新的な技術を核に異分野を巻き込んだイノベーションを起こし、農林水産業・農山漁村の持つ潜在力を最大限に活かした新たな産業を創出することにより、農林水産物の新たな需要の創出等を通じた農林水産業・農山漁村の活性化を図るとともに、循環型社会の形成等を促進することが重要。

#### 政策目標

10～20年後に6兆円規模の新たな産業を創出

#### 〈内容〉

##### 1. バイオマス新産業創出プロジェクト

農林水産物から新素材等を製造する技術や、環境負荷抑制等を通じて、次世代へ豊かな環境を継承するための技術などの開発から実用化・普及までを支援します。

【地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発 1,614(1,414)百万円】

【耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料事業 600(0)百万円】

【森林整備・木材利用高度化技術開発事業のうち

先進林業機械導入・新作業システム開発モデル事業 150(0)百万円】

##### 2. アグリ・ヘルス産業開拓プロジェクト

近年実用化されつつある農作物・カイコ等の遺伝子組換え技術等を用いた「スギ花粉症緩和米」・「絹糸タンパク質を用いた人工血管」等の開発や、新品種等を活用した新食品・新素材の事業化に向けた取組等を支援します。

【アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト 708(0)百万円】

【新農業展開ゲノムプロジェクト 3,656(3,965)百万円の内数】

【未来を切り拓く6次産業創出事業のうち

販路拡大・価値向上 4,386(0)百万円の内数】

### 3. 未利用エネルギー活用プロジェクト

農山漁村に豊富に存在し、現在、利用されていないバイオマス、太陽光、水力などの自然エネルギーを効果的に活用する社会システムの構築を支援します。

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうち

再生可能エネルギー供給施設整備 31,084(34,915)百万円の内数】

【地域用水環境整備事業(公共) 1,076(2,201)百万円】

【農村振興再生可能エネルギー導入支援事業 1,493(893)百万円】

【森林バイオマス加工・流通・利用体制の育成・強化対策 1,067(350)百万円の内数】

### 4. 各プロジェクト共通の推進対策

新産業創出につながる革新的な技術シーズ創出に向けた研究開発や、新技術の確立を図るための調査及び技術実証、異業種を含めた関係者や研究面の連携を促進するためのコーディネーターの活用・育成等を支援します。

【イノベーション創出基礎的研究推進事業 6,469(6,800)百万円】

【地域活性化のための技術開発支援事業 1,955(0)百万円】

【未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち

緑と水の環境技術革命プロジェクト 2,610(0)百万円】

【未来を切り拓く6次産業創出事業のうち販路拡大・価値向上 4,386(0)百万円の内数】

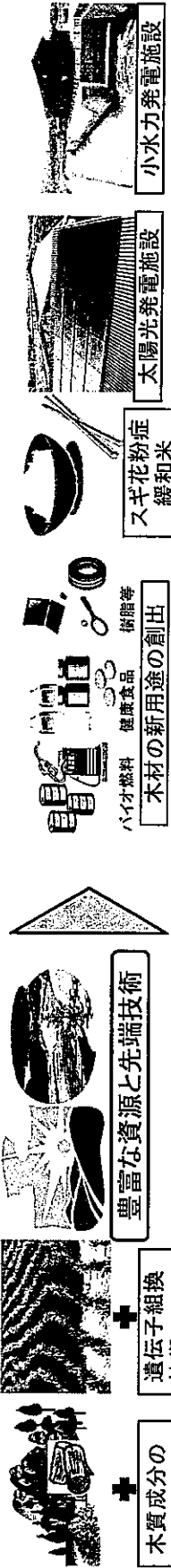
[お問い合わせ先:大臣官房環境バイオマス政策課(03-3502-8466(直))]

# 緑と水の環境技術革命

【150,739(144,879)百万円の内数】

農林水産業・農山漁村には豊富な未利用バイオマスや太陽光などの自然エネルギー等国民生活に新たな恩恵を与える資源が多く存在しており、農林水産業や農山漁村ほど潜在力を秘めた分野はない

→ 先端技術を活用し、農林水産業・農山漁村の潜在力を発揮させ、新たな産業を創造



## 農林水産業・農山漁村の潜在力の発揮

### 1. バイオマス新産業創造プロジェクト

農林水産物から新素材等を製造する技術や、環境負荷抑制等を通じて、次世代へ豊かな環境を継承するための技術などの開発から実用化・普及までを支援

- ・地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発
- ・森林整備・木材利用高度化技術開発事業のうち  
先進林業機械導入・新作業システム開発モデル事業
- ・耕作放棄地活用型バイオディーゼルの燃料事業

【1,614(1,414)百万円】  
【150(0)百万円】  
【600(0)百万円】

### 2. アグリ・ヘルス産業開拓プロジェクト

近年実用化されつつある農作物・カイコ等の遺伝子組換え技術等を用いた「スギ花粉症緩和剤」・「絹糸タンパク質を用いた人工血管」等の開発や、新品種等を活用した新食品・新素材の事業化に向けた取組等を支援

- ・アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト 【708(0)百万円】
- ・新農業展開がノムプロジェクト 【3,656(3,965)百万円の内数】
- ・未来を切り拓く6次産業創出事業のうち  
販路拡大・価値向上 【4,386(0)百万円の内数】

### 3. 未利用エネルギー活用プロジェクト

農山漁村に豊富に存在し、現在、利用されていないバイオマス、太陽光、水力などの自然エネルギーを効果的に活用する社会システムの構築を支援

- ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうち再生可能エネルギー供給施設整備 【31,084(34,915)百万円の内数】
- ・農村振興再生可能エネルギー導入支援事業 【1,493(893)百万円】
- ・森林バイオマス加工・流通・利用体制の育成・強化対策 【1,067(350)百万円の内数】

## 今後10年から20年で6兆円規模の新産業を創出

### 4. 各プロジェクト共通の推進対策

新産業創出につながる革新的な技術シーズ創出に向けた研究開発や、新技術の確立を図るための調査及び技術実証、異業種を含めた関係者や研究面の連携を促進するためのコーディネートの一助を支援

- ・イノベーション創出基礎的研究推進事業 【6,469(6,800)百万円】
- ・地域活性化のための技術開発支援事業 【1,955(0)百万円】
- ・未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち  
緑と水の環境技術革命プロジェクト 【2,610(0)百万円】
- ・未来を切り拓く6次産業創出事業のうち  
販路拡大・価値向上 【4,386(0)百万円の内数】



### Ⅲ 環境バイオマス政策課関係予算

#### 1. 未来を切り拓く6次産業創出総合対策（関連委託費）

バイオマス利活用加速化事業（拡充）【24（24）百万円】

##### 対策のポイント

バイオマスタウン構想の実現に向けた取組の加速化や「バイオマス活用推進計画」の円滑な策定等に資する調査や検討等を実施します。

##### <背景/課題>

地域に賦存する様々なバイオマスを総合的に組み合わせる効率よく利活用するバイオマスタウン構想は、平成21年9月末現在、218地区219市町村が策定・公表しています。

本事業では、バイオマスタウン構想の実現の加速化や「バイオマス活用推進計画」の円滑な策定等に資する調査や検討等を実施することにより、循環と共生のまちづくりを推進します。

##### 政策目標

- 平成22年度までにバイオマスタウン構想を策定した市町村の取組着手率を100%（平成23年度）
- 全都道府県において、バイオマス活用推進計画の策定を実現（平成25年度）

##### <内容>

#### (1) バイオマスタウン構想の実現に向けたフォローアップや取組の推進方策等の検討

バイオマスタウン構想の実現を推進するため、構想策定済み市町村を対象としたフォローアップを行うとともに、構想の実現に向けた取組の推進策や改善策等を検討します。

#### (2) 「広域なバイオマス活用推進計画」の策定に必要な知見の調査・検討等

地方公共団体が「バイオマス活用推進計画」を策定する場合に必要なことも考えられる、地域のバイオマスタウン構想等を踏まえた広域的なバイオマスの利活用システムの構築や、地域住民・地域企業などが参画する地域一体となった取組の構築方法などの知見の調査・収集を行い、策定モデルの検討等を実施します。

<事業実施主体> 民間団体等

<事業実施期間> 平成20年度～平成22年度

[お問い合わせ先：大臣官房環境バイオマス政策課（03-3502-8466（直））]

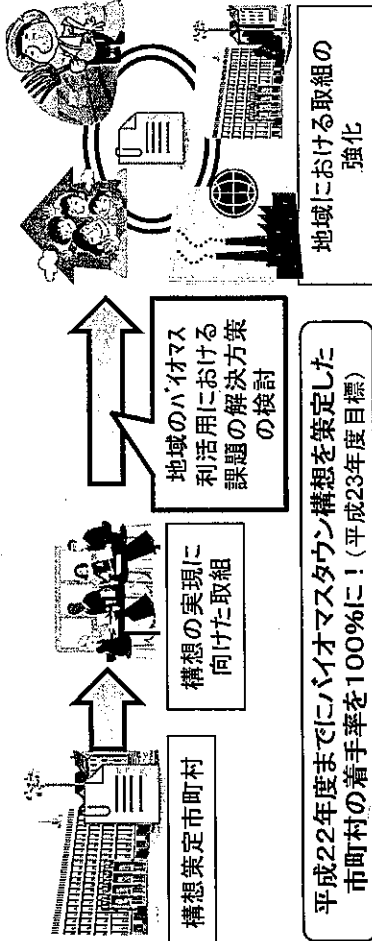
【24(24)百万円】

# バイオマス利活用加速化事業（拡充）

未来を切り拓く6次産業創出総合対策  
（関連委託費）

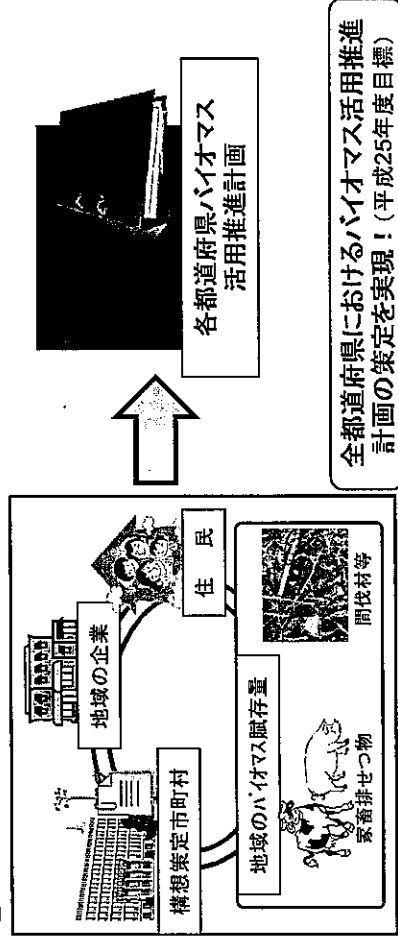
## バイオマスタウン構想の実現に向けた取組の推進

バイオマスタウン構想の実現に向けたフォローアップや  
モデル実証等を実施



平成22年度までにバイオマスタウン構想を策定した市町村の着手率を100%に！（平成23年度目標）

## 「広域なバイオマス利活用推進計画」に係る必要な知見の蓄積



全都道府県におけるバイオマス利活用推進計画の策定を実現！（平成25年度目標）

バイオマスタウン  
加速化戦略  
（平成21.3策定）

バイオマスタウンの  
構築  
**218地区**  
**219市町村**  
（平成21.9現在）

現状

バイオマス利活用  
推進基本法  
（平成21.6成立）

バイオマス利活用に係る取組の幅広い進展や加速化

バイオマスタウン構想の実現

## 2. 未来を切り拓く6次産業創出総合対策（関連委託費） 緑と水の環境技術革命総合戦略策定事業（新規）

【10（0）百万円】

### 対策のポイント

新産業の市場規模等の調査・分析を実施するとともに、他産業の有識者等からなる協議会を設置し、調査結果を踏まえ検討を行い、「緑と水の環境技術革命総合戦略」を策定します。

### 〈背景／課題〉

農林水産業・農山漁村に豊富に存在するバイオマスや自然エネルギーなどの潜在力を活用して新産業を創出する「緑と水の環境技術革命」を推進するためには、原料生産から製品化まで、鉱工業・医薬品産業等の異分野との連携体制を構築しつつ戦略的に推進することが重要。

### 政策目標

- 10～20年後に6兆円規模の新たな産業を創出

### 〈内容〉

#### （1）新産業の市場規模等の調査・分析や第3者協議会の開催

農林水産業・農山漁村に豊富に存在する資源を利用し、様々な産業の先端技術を活用し創出される新産業について、市場規模や技術面での実現可能性の調査・分析等を実施するとともに、鉱工業や医薬品産業等の他産業の有識者からなる第3者協議会を設置し、調査結果を踏まえつつ検討します。

#### （2）総合戦略の検討

第3者協議会の検討結果などを踏まえ、新産業創出に向けた総合戦略を策定します。

〈事業実施主体〉 民間団体等

〈事業実施期間〉 平成22年度～平成26年度

[お問い合わせ先：大臣官房環境バイオマス政策課（03-3502-8466（直））]

農林水産業・農山漁村には豊富な未利用バイオマスや太陽光などの自然エネルギー等国民生活に新たな恩恵を与えうる資源が多く存在しており、農林水産業や農山漁村ほど潜在力を秘めた分野はない  
 ➡ 先端技術を活用し、農林水産業・農山漁村の潜在力を発揮させ、新たな産業を創造

【1. バイオマス新産業創造プロジェクト】 【2. アグリ・ヘルス産業開拓プロジェクト】 【3. 未利用エネルギー活用プロジェクト】



原料から製品化まで、鉱工業・医薬品産業等の異分野との連携体制を構築しつつ、戦略的に推進することが重要

「緑と水の環境技術革命」  
総合戦略の策定

- ・新産業創出に向けた取組指針の設定
- ・重点分野の設定 等

第三者協議会

鉄鋼や石油化学といった異分野の関係者や学識経験者等

本戦略に基づき緑と水の環境技術革命を推進し、  
今後10から20年で6兆円規模の新産業を創出

### 3. 農林水産分野における「CO<sub>2</sub>の見える化」推進事業（拡充）

【17（17）百万円】

#### 対策のポイント

農林水産物の生産段階等における温室効果ガス排出量の算定等に関する基礎的データの集積・分析や、農林水産業関係者が簡便に温室効果ガス排出量を算定できるツールの開発を実施します。

#### <背景/課題>

- ・国際公約となった温室効果ガス排出削減目標（2020年までに1990年比25%削減）の達成に向け、農林水産分野においても排出削減の取組が拡大するよう、「CO<sub>2</sub>の見える化」などの新たな地球温暖化対策を強力に推進する必要。
- ・一方、生産現場で温室効果ガス排出削減の努力をしても、その成果を消費者に適切に伝える手段は十分には整っていない状況。
- ・意識調査の結果によれば、消費者の8割以上が生産食料品や加工食品の省CO<sub>2</sub>効果の表示に関心（平成20年度環境バイオマス総合対策推進事業成果）。

#### 政策目標

排出量取引、「CO<sub>2</sub>の見える化」を通じた農林水産分野からの温室効果ガス排出量を10万t-CO<sub>2</sub>削減（平成24年度）

#### <内容>

##### 1. 農林水産分野における「CO<sub>2</sub>の見える化」検討

農林水産業において使用される肥料等の生産資材や飼料等の温室効果ガスの排出原単位や、農林水産物の生産段階等における温室効果ガス排出量の参考値、さらに輸入される原材料等の基礎的データの集積及び分析します。

##### 2. 簡便な温室効果ガス排出量算定ツールの開発

農林水産業関係者が、自らの生産活動による温室効果ガス排出量を簡便に把握・算定できる汎用的なツールを開発します。

<事業実施主体> 民間団体等

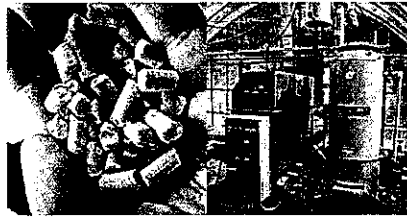
<事業実施期間> 平成21年度～平成22年度

[お問い合わせ先：大臣官房環境バイオマス政策課(03-6744-2017(直))]

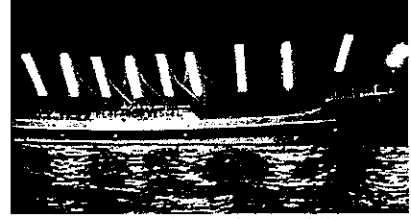
課題・背景



燃油使用量が少ない効率的な農法



カーボンニュートラルな木質パレット利用



LEDを使った省エネ漁船

- 生産現場で温室効果ガス排出削減の努力をしても、今はそれをうまく伝える手段が整っていません。
- 消費者の多くが、食品の「CO<sub>2</sub>の見える化」に関心を持っています。

(平成20年度環境バイオマス総合対策推進事業における意識調査結果)

事業内容

地球温暖化防止に貢献する農林水産業関係者の努力を「見える化」するために必要なデータやツールを検討・開発します！

- (1) 農林水産分野における「CO<sub>2</sub>の見える化」検討
  - ・ 生産資材や飼料等に係る温室効果ガス排出原単位の調査・検討
  - ・ 主要な農林水産物の生産段階全体の平均的な温室効果ガス排出量(参考値)の調査・検討
  - ・ 輸入原材料に係る温室効果ガス排出原単位の調査・検討
- (2) 簡便な温室効果ガス排出量算定ツールの開発
  - ・ 農林水産業関係者が、自らの生産活動による温室効果ガス排出量を簡便に把握・算定できる汎用的なツールを開発

温室効果ガス排出削減の努力を表示し、商品の選択肢のひとつに！



生産者と消費者のつながりが、地球温暖化防止にもつながります。

#### 4. 未来を切り拓く6次産業創出事業のうち

資源・環境対策（新規）

【610（0）百万円の内数】

##### 対策のポイント

食料自給率の低い我が国において、食料供給と両立する第2世代バイオ燃料の原料として地域の特性に応じた農林水産物等の生産可能性や利用可能性調査を実施するとともに、地域住民のバイオマスに対する意識改革を展開し、国産バイオ燃料の生産拡大を推進します。

##### <背景/課題>

- ・平成19年2月に開催されたバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議において、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表を作成し、バイオマスの効率的な収集・運搬、エタノール生産効率の高い作物の開発等がなされれば、2030年頃までに600万kLの国産バイオ燃料の生産を可能とする方向性を取りまとめ。
- ・平成20年7月に開催された北海道洞爺湖サミットにおいて「バイオ燃料の持続的な生産・使用に関する施策と食料安全保障の両立の確保」、「非食用植物や非可食バイオマスから生産される第2世代バイオ燃料の開発と商業化を加速化する」とG8首脳声明に明記。
- ・食料自給率の低い我が国において国産バイオ燃料の生産拡大を図るためには、食料供給と両立するバイオマス資源の地域ごとの賦存状況や利用可能性を把握し、原料の安定供給とバイオ燃料の安定的かつ継続的な生産及び需要先の確保を図ることが必要。

##### 政策目標

- セルロース系原料等を活用した国産バイオ燃料の大幅な生産拡大（2030年頃に600万キロリットル）

##### <内容>

1. 新たなバイオマス資源の確保に向けた農林水産物の利用可能性調査  
地域に賦存するヤナギ、海藻類、ひまわり等の第2世代バイオ燃料の原料として地域の特性に応じた農林水産物の生産可能性や利用可能性について、実地調査を実施します。
2. 意識改革に向けた普及・啓発  
各種メディアを通じ、消費者、農林漁業者、民間事業者など地域関係者へ幅広く国産バイオ燃料等の必要性や意義を周知するため、普及・啓発活動を展開するとともに地域におけるバイオマス利活用を促進するコーディネーターを育成します。

<事業実施主体> 民間団体等

<補助率> 定額

<事業実施期間> 平成20年度～平成22年度

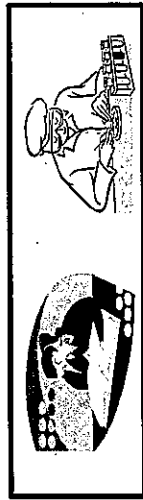
[お問い合わせ先：大臣官房環境バイオマス政策課 (03-3502-8458(直))]

# 未来を切り拓く6次産業創出事業のうち資源・環境対策(新規)【610(0)百万円の内数】

- 地域に賦存する第2世代バイオ燃料の原料となり得る農林水産物の利用可能性について調査
- 消費者、農林漁業者、民間事業者など地域関係者へ幅広く国産バイオ燃料等の必要性や意義を周知

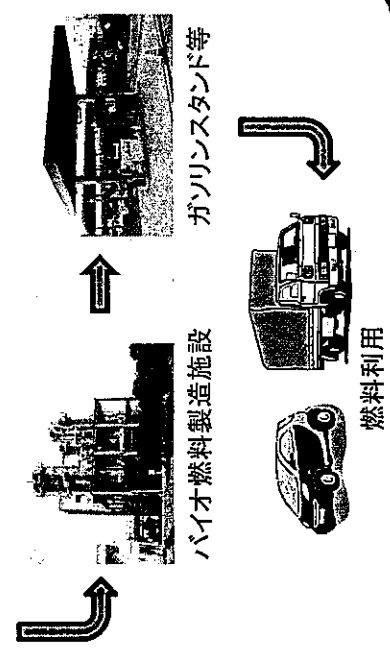
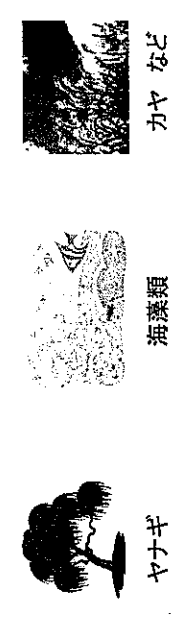
## バイオマス資源利用可能性調査事業

▼第2世代のバイオ燃料の導入に向け、食料供給と両立する新たなバイオマス資源として利用可能な農林水産物資源の調査を実施



調査

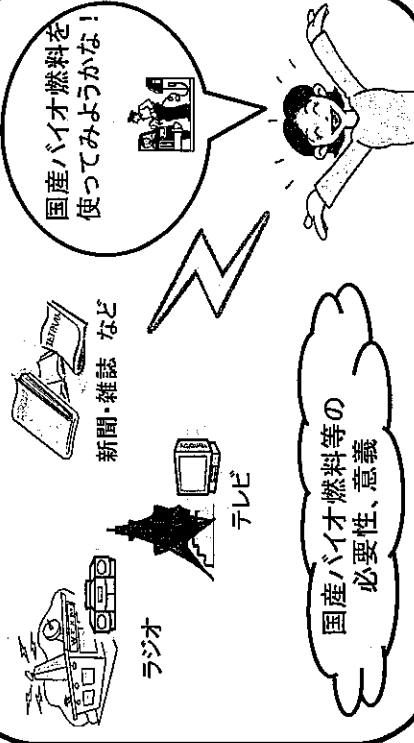
第2世代バイオ燃料の新たな原料



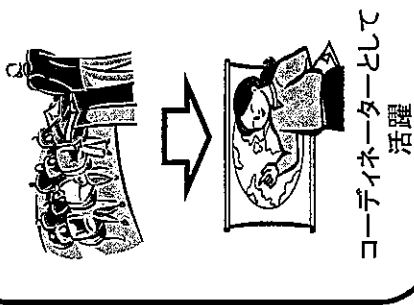
## 国産バイオ燃料等普及促進事業

- ▼国産バイオ燃料等の必要性や意義について、ラジオ、テレビ、新聞など各種メディアを通じ、普及・啓発を実施
- ▼バイオマスの利活用を促進するコーディネーターの育成を実施

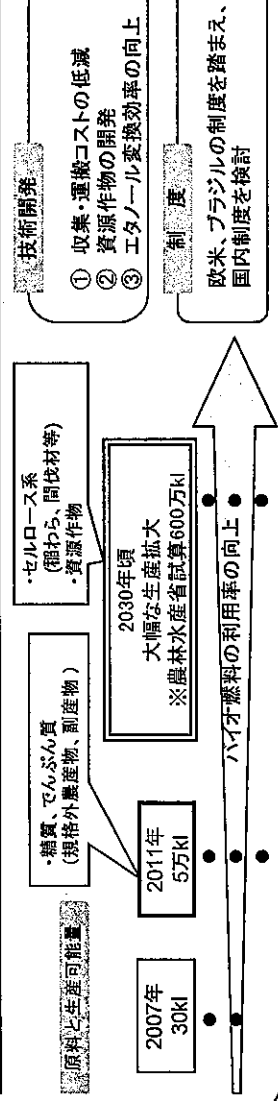
### 意識改革



### 人材育成



## 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表



## 5. 未来を切り拓く6次産業創出事業のうち

### 緑と水の環境技術革命プロジェクト（新規）

【2,000(0)百万円】

#### 対策のポイント

先端技術を活用し、農林水産業・農山漁村の潜在力を発揮させ、新たな産業の創出に向けた取組を支援します。

#### <背景/課題>

- ・ 農林水産業・農山漁村には、豊富な未利用バイオマスや太陽光などの自然エネルギー等国民生活に新たな恩恵を与えうる資源が多く存在。
- ・ しかし、農林水産業・農山漁村を取り巻く情勢は、農業所得の減少や高齢化、所得機会の減少など、大変厳しい状況。
- ・ このため、革新的な技術を核に異分野を巻き込んだイノベーションを起こし、農林水産業・農山漁村の持つ潜在力を最大限に活かした新たな産業を創出することにより、農山漁村の6次産業化による新たな雇用・地域の活性化、化石資源からの脱却による地球温暖化対策への貢献といった、農林水産版グリーン・ニューディールを実現。

#### 政策目標

○ 10～20年後に6兆円規模の新たな産業を創出

#### <内容>

「緑と水の環境技術革命総合戦略」に位置付けられた重点分野や新技術に対して、研究開発の成果を確実に産業化に結びつけられるよう、

##### (1) 事業化可能性調査

事業化につながる可能性のある技術について、採算性や実用化技術開発の可能性等の調査について支援を行います。

##### (2) 新技術（新素材等）開発実証

実用化が見込まれる新技術について、実証機器の整備や試作品の作成、技術の実証等、実用化に向けた取組みについて支援を行います。

#### <事業実施主体>

民間団体等

#### <補助率>

(1) の事業：定額

(2) の事業：2/3以内

#### <事業実施期間>

平成22年度～平成26年度

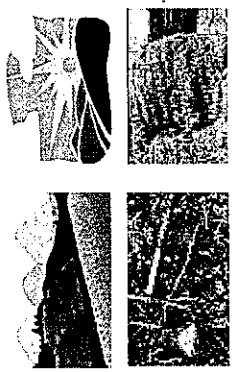
[お問い合わせ先：大臣官房環境バイオマス政策課 (03-3502-8466(直))]

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち緑と水の環境技術革命プロジェクト(新規) [2,000(0)百万円]

- 農林水産業・農山漁村の資源を活用した農林水産版グリーン・ニューディールにより新産業を創出し、地球温暖化対策や農山漁村の6次産業化に貢献。
- 事業化が見込まれる新技術について、事前調査及び技術開発等の実証を支援。

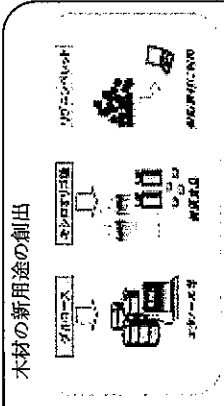
現 状

農林水産業・農山漁村には、  
 ・未利用の農林水産物  
 ・未利用のバイオマス  
 等、国民生活に新たな恩恵を与えうる資源が多く存在



課 題

潜在力を最大限活用し、  
 ・地球温暖化対策への貢献  
 ・農山漁村の6次産業化  
 を達成するために  
 新たな技術の開発・導入による新産業の育成が必要

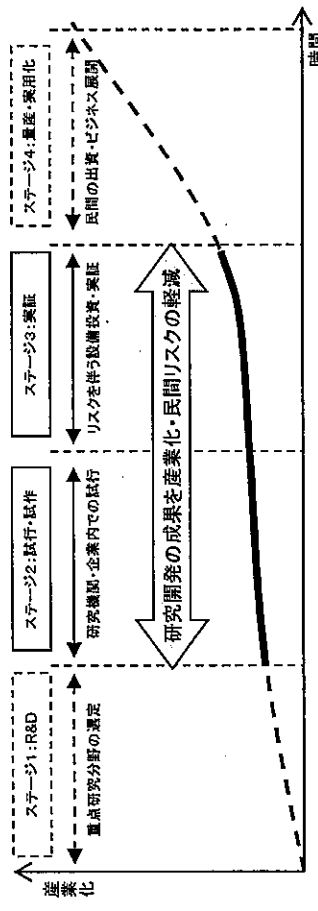


農林水産版グリーン・ニューディールによる農林水産業・農山漁村の潜在力の発揮

○ 支援対象ステージ

国が定める「緑と水の環境技術革命総合戦略」に位置付けられた重点分野の新技術に対して以下の支援を実施

- ① 採算性等、事業化の可能性を調査
- ② 実証機器の整備、実用化に向けた技術の実証を実施



先端技術を活用し、農林水産業・農山漁村の潜在力を発揮させ、  
 10～20年後に6兆円規模の新産業を創出



## 6. 地球環境総合対策推進事業（拡充）

【332（58）百万円】

### 対策のポイント

農林水産分野における排出量取引や「CO<sub>2</sub>の見える化」を通じた新たな地球温暖化対策を推進するとともに、農林水産業が生物多様性保全に果たす役割の理解を促進します。

### <背景／課題>

・温室効果ガス排出削減目標（2020年までに1990年比25%削減）の達成に向け、農林水産分野においても排出削減・吸収の取組が拡大するよう、排出量取引や「CO<sub>2</sub>の見える化」などの新たな地球温暖化対策を強力に推進する必要。  
・平成22年10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）においては、現行の2010年目標に代わる新たな目標が決定される予定であり、生物多様性保全への意識の向上が見込まれる中、生物多様性を保全できるような農林水産業の推進を図るとともに、我が国農林水産業が生物多様性保全に果たす役割に対する国内外の理解を高める必要。

### 政策目標

- 排出量取引、「CO<sub>2</sub>の見える化」を通じた農林水産分野からの温室効果ガス排出量を10万t-CO<sub>2</sub>削減（平成24年度）
- 農林水産業が生物多様性保全に果たす役割を理解する国民の割合50%（平成24年度）

### <内容>

#### 1. 国内排出量取引制度への農林水産分野からの参画支援

農林水産業から発生するメタン、一酸化二窒素等の温室効果ガスに係る新たな排出削減方法論の検討・策定を支援します。また、温室効果ガス排出削減・吸収に取り組み、クレジットを創出する農業者等（売り手）と企業等（買い手）とのマッチング等、排出量取引制度等への参画支援等を行います。

#### 2. 農林水産物・食品に係る「CO<sub>2</sub>の見える化」の推進

品目別の温室効果ガス排出量算定基準の策定及び「CO<sub>2</sub>の見える化」の試行的実施、農産物に係る「CO<sub>2</sub>の見える化」ルールの検討、食品産業における業種別の「CO<sub>2</sub>の見える化」に係る推進基準策定等を支援します。

#### 3. 我が国農林水産業が生物多様性保全に果たす役割の理解促進

食料生産と生物多様性保全が両立する取組を実践する水田において、生物多様性のモニタリングや、営農条件等の事例収集を通じ、当該取組の拡大を図ります。

また、COP10を契機として、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。

<事業実施主体> 民間団体等

<補助率> 定額

<事業実施期間> 平成20年度～平成24年度

[お問い合わせ先:大臣官房環境バイオマス政策課(03-6744-2017(直))]

# 地球環境総合対策推進事業

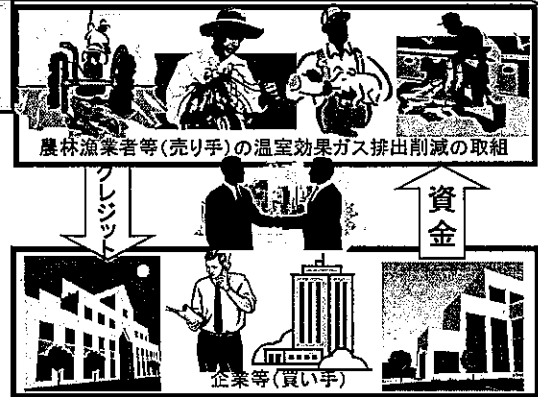
【332(58)百万円】

- 温室効果ガス排出削減目標(2020年までに1990年比25%削減)達成に向け、地球温暖化対策の強力な推進が必要
- 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、生物多様性保全に関する新たな目標が決定予定
  - 温室効果ガス排出削減を誘導する新たな手法の展開、農林水産業が生物多様性保全に果たす役割の理解促進が必要

## 1. 国内排出量取引制度への農林水産分野からの参画支援

【107(0)百万円】

- ① **新たな排出削減方法論等策定支援**
  - ・メタンや一酸化二窒素削減等の取組の取引対象化に向けた新たな排出削減方法論等の検討・策定を支援
- ② **排出量取引参画支援**
  - ・クレジットを創出する農業者等(売り手)と企業等(買い手)とのマッチング等、排出量取引制度等への参画支援など



## 2. 農林水産物・食品に係る「CO<sub>2</sub>の見える化」の推進

【109(46)百万円】

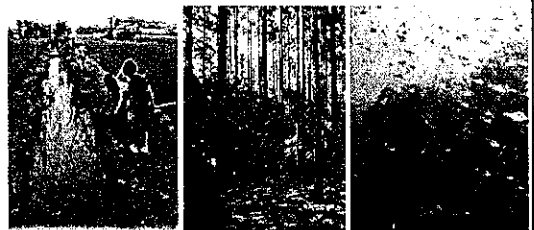
- ① **「CO<sub>2</sub>の見える化」モデル算定基準策定支援**
  - ・品目別の温室効果ガス排出量算定基準の策定と表示の試行
- ② **農産物における「CO<sub>2</sub>の見える化」簡易型表示ルール構築**
  - ・農産物に係る「CO<sub>2</sub>の見える化」ルールの検討
- ③ **食品産業分野における「CO<sub>2</sub>の見える化」促進**
  - ・食品産業における業種別「CO<sub>2</sub>の見える化」推進基準策定等を支援



## 3. 我が国農林水産業が生物多様性保全に果たす役割の理解促進

【116(0)百万円】

- ① **生物多様性向上農業拡大事業**
  - ・生物多様性のモニタリングや営農条件等の事例収集を通じ、地域ぐるみの生物多様性保全を全国的に拡大
- ② **生物多様性COP10理解促進**
  - ・COP10を契機に我が国農林水産業が生物多様性保全に果たす役割を広く世界に発信し理解を促進



※農林水産地域環境保全状況調査事業 12百万円は平成21年度限りの経費

- 排出量取引、「CO<sub>2</sub>の見える化」を通じた農林水産分野からの温室効果ガス排出量を10万t-CO<sub>2</sub>削減(平成24年度)
- 農林水産業が生物多様性保全に果たす役割を理解する国民の割合50%(平成24年度)

## 7. 地域バイオマス利活用交付金(拡充)

【7, 492(11, 164)百万円】

### 対策のポイント

- 都道府県によるバイオマス活用推進計画の実現に向けた取組への支援を拡充します。
- バイオマス変換施設の整備にリース方式による仕組みを導入します。

### <背景/課題>

- ・ バイオマスの利活用の推進を図るため、「バイオマス・ニッポン総合戦略(平成18年3月閣議決定)」、「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大(平成19年2月総理報告)」に基づき、関係7府省の連携の下、各種施策を実施。
- ・ バイオマス・ニッポン総合戦略において、バイオマス利活用推進の観点から、平成22年度までにバイオマスタウンを300地区構築することとされている。  
バイオマスタウン構想の実現に向けた支援施策である本交付金等を活用し、現在(平成21年7月末時点)、全国で218市町村がバイオマスタウン構想を公表。
- ・ バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的としたバイオマス活用推進基本法が今国会で成立し、今後、法律に定められた基本理念、国、地方公共団体等の責務、施策の基本事項等を踏まえ、バイオマスの活用を進めていくことが必要。

### 政策目標

- 平成22年度までにバイオマスタウンを300地区構築

### <事業内容>

#### (1) ソフト支援

- ① バイオマスタウン構想支援事業
  - ・ 市町村が策定するバイオマスタウン構想策定の取組を支援。
- ② プラットフォームづくり支援事業
  - ・ バイオマスタウン構想等の実現のための総合的な利活用システムの構築支援
  - ・ バイオマス利活用の高度化検討への支援 等

#### (2) ハード支援

- 以下の①～③の事業のバイオマス変換施設の整備にリース方式による仕組みを導入
- ① 地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設及びバイオマス供給施設・利用施設等の一体的な整備
  - ② 新技術等を活用したバイオマス変換施設及びバイオマス発生施設・利用施設のモデル的な整備
  - ③ 既存施設の事業成果を拡大させるための増設、改造等の取組を支援
  - ④ 家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設等の共同利用施設等を整備

### <事業実施主体>

#### (1) ソフト支援

都道府県((1)②プラットフォームづくり支援事業のみ)、市町村、農林漁業者の組織する団体、NPO法人、食品事業者、バイオマスタウン構想を策定した市町村が必要と認める法人、地域協議会 等

#### (2) ハード支援

都道府県、市町村、第3セクター、農林漁業者の組織する団体、民間事業者 等

### <交付率>

定額(1/2以内等、ただし(1)②バイオマス利活用の高度化検討への支援については定額)

[お問い合わせ先: 大臣官房環境バイオマス政策課 03-3502-8466(直)]

# 平成22年度 地域バイオマス利活用交付金（拡充）

## # バイオマス利活用施設整備と連携した取組等について都道府県を事業実施主体に追加

### 地域バイオマス利活用推進交付金（ソフト事業）

◆バイオマスタウン構想の策定【事業主体：市町村】

◆プラットフォームづくり支援事業

追加

【事業主体：都道府県、市町村等】

- ・バイオマスタウン構想実現のための取組への支援
- ・バイオマス利活用施設整備事業と連携した取組への支援
- ・バイオマス利活用の高度化に向けた取組への支援

### 都道府県によるソフト事業の実施

【取組例】

- ・都道府県が、バイオマスタウン内に整備したバイオマス利活用施設の利用を促進する取組等に関係者と連携して参画
- ・都道府県がバイオマスタウン内に整備したバイオマス利活用施設について、事業効果等を算定

### 地域バイオマス利活用整備交付金（ハード事業）

◆地域住民参加型／民間活力導入型／事業成果拡大

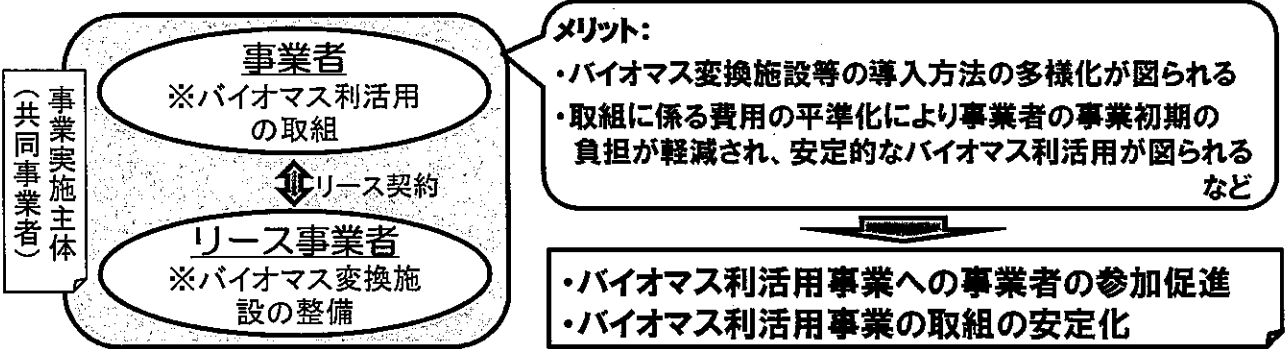
- ・バイオマス変換、発生・利用施設の一体的整備を実施

【事業主体：市町村、都道府県、公社、事業共同組合、農林漁業者が組織する団体、消費生活協同組合、民間事業者等】

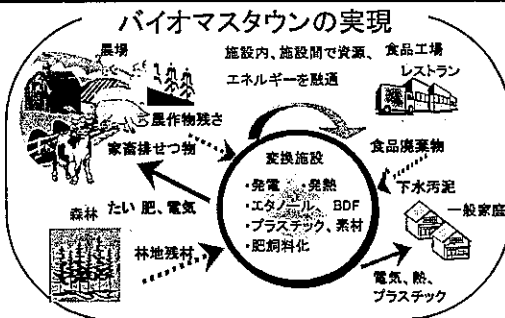
ソフトハードを一体的に実施

都道府県も含め、バイオマス利活用関係者が一体となって取り組む体制を強化

## # バイオマス変換施設の整備にリース事業者との共同による事業方式を導入



## バイオマス利活用事業の促進により、バイオマスタウンの構築を加速化



- ・地球温暖化の防止
- ・循環型社会の形成
- ・競争力のある新たな戦略的産業の育成
- ・農林漁業や農山漁村の活性化

## 8. 未来を切り拓く6次産業創出総合対策（関連委託費）

### 東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業（拡充）

【13（13）百万円】

#### 対策のポイント

これまでに、東アジアの農村における食料供給と両立する持続可能なバイオマス利活用システムの構築を支援するための人材育成を実施。その総括として、東アジア地域の拠点ともいえるタイのバンコクにおいて本プロジェクト関係者間のネットワーク構築のため、「東アジアバイオマスタウンサミット」を開催します。

#### <背景／課題>

我が国のバイオマスタウンの取り組みを、同じモンスーン地域である東アジアに紹介、普及することにより、持続可能な農業・農村開発の実現、地球温暖化防止への貢献、新たなバイオマス利活用プロジェクトの創出を目指します。

#### 政策目標

- 我が国への影響が顕在化してきている地球規模での環境問題への対応
- 東アジア地域において5地区程度バイオマスタウン構想を構築

#### <内容>

バイオマスタウン構想の策定に向けた関係者間のネットワーク構築へ向けた「東アジアバイオマスタウンサミット」の開催

東アジア諸国のバイオマスタウン関係者及び日本のバイオマスタウン関係者、ASEAN加盟国、中国、韓国のバイオマス政策担当者が一堂に会し、ASEAN+3の枠組みの下で承認・実施されている本事業に係る「東アジアバイオマスタウンサミット」を東アジア地域のバイオマスの拠点であるタイのバンコクで開催します。

<事業実施主体> 民間団体等

<事業実施期間> 平成20年度～平成22年度

[お問い合わせ先：大臣官房環境バイオマス政策課（03-3502-8458（直））]

未来を切り拓く6次産業創出総合対策  
(関連委託費)

## 東アジアにおけるバイオマス構想普及支援事業(拡充)

【13(13)百万円】

- 東アジア地域でのバイオマスタウン構想普及のため、「東アジアバイオマスタウンサミット」を開催
- タイ、ベトナムのバイオマスタウン構想と関連調査の成果をASEAN諸国にPR



9. 未来を切り拓く6次産業産業創出総合対策（関連補助金）  
東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業（新規）  
【57（0）百万円】

対策のポイント

東アジアの農村における食料供給と両立する持続可能なバイオマス利活用システムの構築を支援するための人材育成、バイオマスタウン構想の策定可能性調査、バイオマスの具体的な利活用可能性調査等を実施します。また、バイオマスのエネルギー利用の期待が高いアフリカ地域でのバイオマスの具体的な利活用可能性調査を実施します。

<背景/課題>

我が国のバイオマスタウンの取り組みを、同じモンスーン地域である東アジアに紹介、普及することにより、持続可能な農業・農村開発の実現、地球温暖化防止への貢献、新たなバイオマス利活用プロジェクトの創出を目指します。また、バイオマスのエネルギー利用の期待が高いアフリカ地域でのバイオマスの具体的な利活用可能性調査を進め、新たなバイオマス利活用プロジェクトの創出を目指します。

政策目標

- 我が国への影響が顕在化してきている地球規模での環境問題や越境性疾病への対応

<内容>

- (1) 東アジア地域におけるバイオマスタウン構想の策定をコーディネートする人材育成  
これまでの「東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援委託事業」で得られたキーパーソンとなり得る人材及びその関係者を対象として、東アジア地域において、バイオマスタウン構想の策定に必要な研修を行い、コーディネータを育成します。
- (2) 東アジア地域におけるバイオマスの具体的な利活用可能性調査及びバイオマスタウン構想の策定可能性調査並びに我が国を含む東アジア地域におけるバイオマス利活用の基本的指針の策定  
バイオマスタウン構想に盛り込まれた施策の具体化等を推進するため、バイオマスの具体的な利活用可能性調査を実施します。  
さらに、東アジア地域における同構想策定に向けた可能性調査を実施。具体的には、東アジア各国の社会・経済環境、政策、バイオマス発生・利活用状況のなどの基本的情報を収集し、今後の同構想策定ポテンシャルの高い対象国や対象地域を複数抽出します。その結果を踏まえて、我が国を含む東アジア地域におけるバイオマス利活用の基本的指針の策定を行います。
- (3) アフリカ地域におけるバイオマスの具体的な利活用可能性調査  
来年秋に発足が見込まれているIRENAでは、署名国の約3割がアフリカ諸国であり、バイオマスのエネルギー利用の関心が高い地域であることから、アフリカ諸国の中で、バイオマスの具体的な利活用が可能と見込まれる地域を抽出して、可能性調査を行います。  
可能性調査では、ARC（アフリカライスセンター）やUNDP（国連開発計画）など国際機関やJICA等と連携して進めていただきます。

<事業実施主体> 民間団体等

<補助率> 定額

<事業実施期間> 平成22年度～平成24年度

[お問い合わせ先：大臣官房環境バイオマス政策課（03-3502-8458（直））]

○東アジアでのバイオマスタウン構想策定可能性、バイオマスの具体的利活用可能性について調査等を実施。  
○アフリカでのバイオマスのエネルギー利用を中心に、具体的利活用可能性について調査等を実施。

東アジアでの人材育成、バイオマスタウン  
策定可能性調査、具体的利活用可能性調査

- ▼バイオマスタウン構想策定を支援する人材育成を実施
- ▼バイオマスタウン構想策定可能性調査、バイオマスの具体的利活用可能性調査を実施
- 東アジアでのバイオマス利活用に関する基本的指針の作成

○バイオマスタウン構想策定の  
ための人材育成



先進事例見学 バイオマスタウン構想  
策定のための研修



東アジア全域を視  
野に入れて有望な  
国、地域を抽出！

○バイオマスタウン構想策定  
可能性調査

○東アジアでのバイオマス  
利活用に関する基本的指針

アフリカでのバイオマスの具体的  
利活用可能性調査

- ▼IRENA(国際再生可能エネルギー機関)加盟国の約3割がアフリカ諸国→バイオマスのエネルギー利用に着目
- ▼アフリカでのバイオマスの具体的な利活用可能性調査を実施

○バイオマスの利活用が有望な地域において  
バイオマス資源を整理



家畜 木質 稲わら

○バイオマス資源毎に利活用方法を整理



液体燃料



電力



肥料



繊維などの素材

○バイオマス利活用プロジェクトの創出  
(CDM、技術協力、共同研究など)  
→日本のバイオマス関連技術を通じた国際貢献



